

「県北観光ブラッシュアップ業務」

業務仕様書

令和3年7月
岩手県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県北観光ブラッシュアップ業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものであること。

1 本業務の概要

(1) 趣 旨

県北地域への誘客促進するため、観光資源の発掘、調査及びブラッシュアップを図り地域の活性化を促進するもの。なお、この仕様書における「県北地域」とは、久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町とする。

(2) 業務件名及び数量

「県北観光ブラッシュアップ業務」 一式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月15日（火）まで

(4) 委託料の上限額

15,096千円（税込）

2 業務の仕様に関する事項

(1) 提案内容

観光庁の宿泊旅行統計調査によると、令和元年の本県への外国人宿泊者は343千人と過去最高となったが、令和2年は新型コロナウイルス感染症による外国との往来制限の影響を受け87千人と大きく減少しており、同感染症収束後に本県への外国人観光客を回復させるための取組が必要となっている。

同感染症収束後の本県への外国人旅行者の回復を目指すためにも、海外の旅行会社及びメディア等を招請し、これまで外国人観光客受入実績が少ない県北地域への誘客を促進するために実施するものについて企画提案すること。

企画提案書には次の項目を記載すること。

- ① 海外から県北地域への訪日旅行の動向や課題分析に関すること
- ② 事業全体のスケジュールに関すること

(2) 仕様等

① 観光人材の育成等

（外国人観光客受入セミナー）

ア セミナーは、県北地域の観光事業者等の外国人受入意識を醸成する内容とし、異なるテーマで計3回程度実施すること。

（テーマ例：外国人へのおもてなしについて、受入環境整備について、体験型コンテンツの開発について 等）

イ セミナーは、新型コロナウイルス感染症対策をして実施すること。

ウ セミナー出席者へのアンケートを実施し、その結果を分析すること。

（観光事業者等への訪問指導）

県北地域の観光事業者等に以下の点を目的とした個別訪問指導を計3回以上実施すること。

エ 外国人受入環境の向上

オ 観光コンテンツの魅力向上

② 体験型観光コンテンツの整備

ア 本取組の対象市場は、欧米豪市場とする。

イ OTA と連携したキャンペーンや広告等を実施し、2 件以上の体験型コンテンツの販売を支援すること。

ウ 活用する OTA (On-line Travel Agent) は、事業目的に照らし、最も事業効果を得ることが期待できる OTA を選定すること。

※ 新型コロナウイルスの影響による渡航制限が継続しており、旅行商品の販売が困難であるなど実施が不可能な場合を想定し、その代替として実施する広告事業を提案すること。

③ 県北地域の認知度向上

ア 本取組の対象市場は、欧米豪市場とする。

イ 外国人 YouTuber を招請するとともに動画配信すること。なお、社会情勢を考慮の上、外国人 YouTuber は日本国内に拠点を置く者の招請を妨げるものではない。

ウ 行程は、県北地域の体験型コンテンツを含んだものとし、4泊5日程度とすること。

エ 全行程アテンドのための添乗員及び通訳を手配すること。

オ 宿泊施設、見学施設、観光素材及び体験コンテンツについては、新型コロナウイルス感染症対策が取られている施設等を選定すること。

カ 被招請者の宿泊施設は外国人観光客の受入れに積極的な施設とし、1名1室を原則とする。なお、客室及びロビー等において、Wi-Fi が利用可能であることが望ましい。

キ 被招請者及び通訳の行程中の経費（宿泊費、食費、施設入場料等）を計上すること。

ク 県内の移動については、新型コロナウイルス感染症対策が取られた専用車を手配することとし、行程中の借上げ料金、乗務員宿泊費及び高速道路通行料、駐車料金を計上すること。

ケ 視察コース及び宿泊施設や観光施設の評価、意見等を把握し、コンテンツを改善するためのアンケートを実施し、その分析結果を事業終了後、速やかに報告すること。また、その結果については、訪問施設にもフィードバックを行い、その改善状況を報告すること。

コ 広告ランディングページを制作すること。

サ Instagram による情報発信をすること。

(3) その他

① 本業務における実施時期については、社会情勢を踏まえ柔軟に対応すること。

② その他業務の詳細については、岩手県観光・プロモーション室と協議の上、実施すること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

①受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

②受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」②より本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②より受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。

ウ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県、受託者間で協議の上、別途契約書により定めること。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならないこと。

(7) 報告書の提出

受託者は、事業の実施結果等を分析し、事業実績報告書を提出すること。

提出部数：4 部（紙ベース）及びデータ CD 1 枚